

■ 四條畷市国土強靱化地域計画の概要

◆ 国土強靱化の取組み

平成 25(2013)年 12 月	国は、大規模災害の教訓等を踏まえ「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」を公布・施行。
平成 26(2014)年 6 月	「国土強靱化基本計画」が閣議決定。
平成 28(2016)年 3 月	大阪府は、「大阪府強靱化地域計画」を策定。
平成 30(2018)年 12 月	国は、各種大規模災害の教訓等を踏まえて、「国土強靱化基本計画」を改訂、「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」が閣議決定。
令和 2 (2020)年 3 月	大阪府は、国の改訂や近年の災害教訓等を踏まえて、「大阪府強靱化地域計画」を改訂。
令和 3 (2021)年 2 月	四條畷市は、国や大阪府の改訂、過去の災害による教訓を踏まえて、市域の強靱化に資する施策を総合的に網羅した「四條畷市国土強靱化地域計画」を策定。

◆ 基本的な考え方

【計画の位置づけと対象とする災害】

本計画は、国土強靱化基本法第 13 条の規定に基づく国土強靱化地域計画として、国及び大阪府の各計画との調和を保ちつつ、市の総合的な指針となる「第 6 次四條畷市総合計画」とも整合を図り、本市における国土強靱化に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための指針となる計画です。

また、本計画では、大規模な地震、風水害（台風、豪雨、土砂災害等）の自然災害を対象とします。

【めざすべきまちの姿】

本計画では、市域の強靱化を図る観点から、めざすべきまちの姿を以下のように定めます。

～ 安心、安全に暮らせる つよく・しなやかなまち 四條畷 ～

【基本目標】

本計画では、「国土強靱化基本計画」及び「大阪府強靱化地域計画」を踏まえて、基本目標を以下のように定めます。

- I 人命の保護が最大限図られること
- II 市域の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること
- III 市民の財産及び公共施設に係る被害の最小化（減災・縮災）を図ること
- IV 迅速な復旧・復興を図ること

【事前に備えるべき目標】

本計画では、大規模自然災害の発生を想定して、「国土強靱化基本計画」及び「大阪府強靱化地域計画」を踏まえて、事前に備えるべき目標を以下のように定めます。

- 1. 直接死を最大限防ぐ
- 2. 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する
- 3. 必要不可欠な行政機能は確保する
- 4. 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する
- 5. 経済活動を機能不全に陥らせない
- 6. ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる
- 7. 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない
- 8. 地域社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

◆ 強靱化に関する脆弱性の評価と取組みの推進

【脆弱性評価と具体的な取組み】

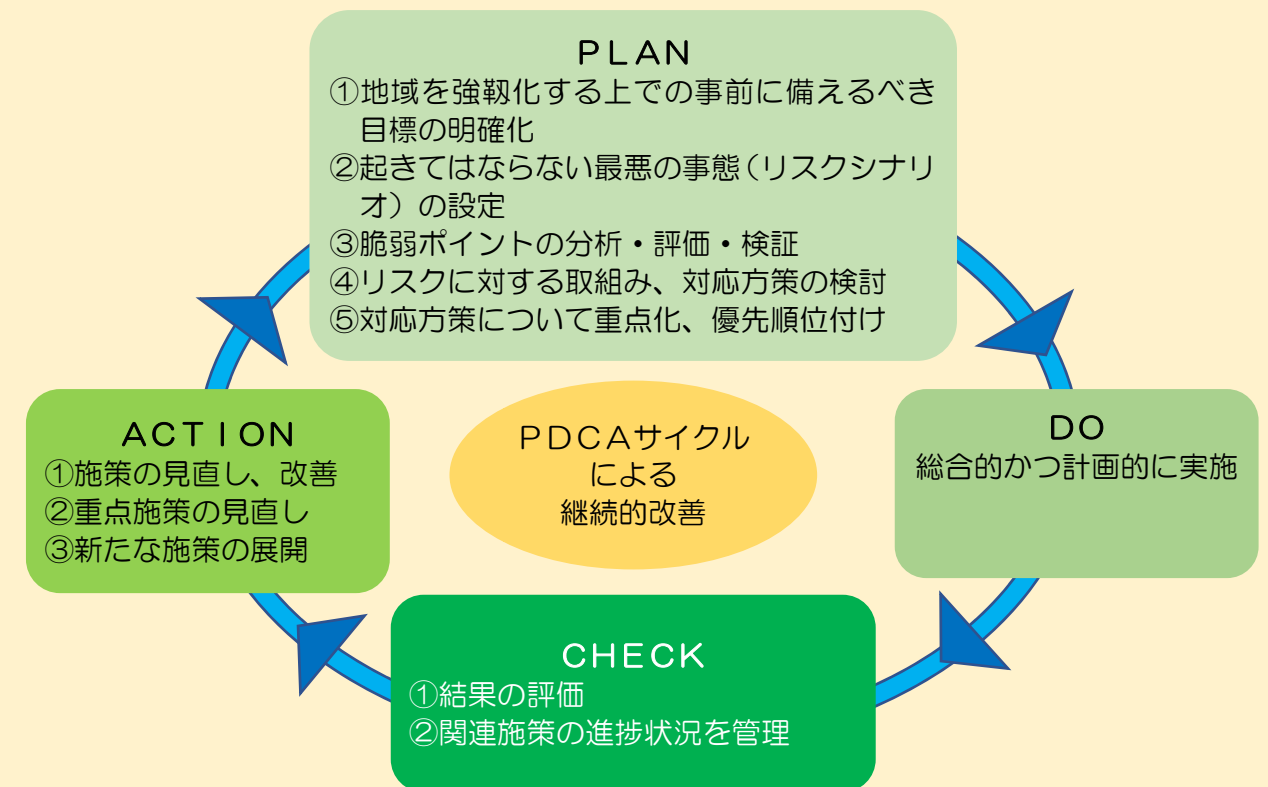
「国土強靱化基本計画」及び「大阪府強靱化地域計画」を参考に、「事前に備えるべき目標」の妨げとなるものとして、38の「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」を設定し、大規模自然災害〔地震、風水害（台風、豪雨、土砂災害等）〕に対する脆弱性について、以下のような個別施策分野や横断的施策分野の観点から現状の脆弱性を分析・評価しました。

個別施策分野	① 行政機能／消防／防災教育等	② 住宅・都市	③ 保健・医療・福祉
	④ エネルギー・環境	⑤ 金融	⑥ 情報通信
横断的施策分野	⑦ 産業構造	⑧ 交通・物流	
	⑨ 農林業	⑩ 国土保全・土地利用	
横断的施策分野	(A) リスクコミュニケーション	(B) 人材育成	(C) 官民連携

この脆弱性の分析・評価を踏まえ、起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）毎の具体的な取組み（推進方針）をとりまとめました。（裏面の具体的な取組みの概要参照）

【施策の推進とPDCAサイクル】

- 個別施策の推進は、基本目標を踏まえ、それぞれ関連付けられる計画に基づき、優先度を考慮し進めます。
- 個別施策の進捗管理については、基本的にはそれぞれ関連付けられる個別計画において評価等を行うこととし、今後の社会経済情勢等の変化や新たに実施すべき事業が出てきた場合など、必要に応じて概括的な評価を行います。
- 強靱化に関連する他の計画を見直す際には、本計画との整合性について留意します。



四條畷市役所

〒575-8501 四條畷市中野本町 1 番 1 号

Tel : 072-877-2121 (代表)

Tel : 0743-71-0330 (代表)

田原支所

〒575-0014 四條畷市大字上田原 1

番地

Tel : 0743-78-0175

■ 四條畷市国土強靱化地域計画の概要

事前に備えるべき目標		起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）		具体的な取組みの概要
1	直接死を最大限防ぐ	1-1	住宅・建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や不特定多数が集まる施設の倒壊による多数の死傷者の発生	民間住宅・建築物等の耐震化対策の促進、市有建築物等の耐震化対策の推進、橋梁及び横断歩道橋の長寿命化対策の推進、空家対策の推進、液状化対策の推進、避難体制の確立、避難行動要支援者支援体制の整備、予防対策の推進
		1-2	密集市街地や不特定多数が集まる施設等における大規模火災による多数の死傷者の発生	密集した市街地等の整備、市街地の面的整備、市街地の不燃化対策の推進、消防力の充実、火災予防対策の推進、避難体制の確立、避難行動要支援者支援体制の整備
		1-3	突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生 ※風水害	水害防止対策の推進、道路啓開体制の充実、水防体制の充実、浸水想定区域における避難の確保、情報提供体制の整備、防災行動力の向上、避難体制の確立、避難行動要支援者支援体制の整備
		1-4	大規模な土砂災害等による多数の死傷者の発生	地盤災害予防対策の推進、土砂災害警戒区域等における防災対策、道路啓開体制の充実、情報提供体制の整備、防災行動力の向上、避難体制の確立、避難行動要支援者支援体制の整備
2	救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する	2-1	被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止	分散備蓄・供給体制の整備、医薬品等の確保体制の整備、非常用電源設備等の確保、市民における備蓄の促進、物資等の確保体制の構築、輸送ルートの確保、ライフライン確保体制の整備、水道の災害対応力の強化、事業者による自主防災体制の整備、相談体制の確立
		2-2	多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生	通信手段の整備、孤立化の防止、道路防災対策の推進、緊急消防援助隊の受入れ体制の整備、道路の安全確保、相談体制の確立
		2-3	救助・救急活動等の絶対的不足	消防力の充実、緊急消防援助隊の受入れ体制の整備、地域防災拠点の整備、地域防災力の強化、道路の安全確保、市民等による応急処置の普及・啓発
		2-4	想定を超える大量の帰宅困難者（通勤・通学・観光客等）の発生、混乱	企業等における防災計画等策定の促進、事業者による自主防災体制の整備、帰宅困難者対策の普及・啓発、道路・道路施設の整備
		2-5	医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺	応急医療体制の整備・拡充、受援体制の強化、道路の安全確保、市民等による応急処置の普及・啓発
		2-6	被災地における疫病・感染症等の大規模発生	衛生管理の強化、感染症対策の充実、下水道機能の確保、防疫・衛生用資材の確保、協力体制の整備
		2-7	劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化、死者の発生	避難体制の確立、受援体制の強化、相談体制の確立、家庭動物保護体制の整備
3	必要不可欠な行政機能は確保する	3-1	被災による治安の悪化、社会の混乱	災害時における地域防犯体制の充実
		3-2	市庁機能の機能不全	防災拠点の整備・充実、情報収集伝達体制の確立、情報収集伝達体制の強化、市職員の災害対応力の向上、広域応援体制の充実
		3-3	市職員・施設等の被災による機能の大幅な低下	防災拠点の整備・充実、災害対応体制の強化、相互応援体制の強化、市内公共施設の長寿命化等
4	必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する	4-1	防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止	ライフライン確保体制の整備、情報収集伝達体制の強化
		4-2	テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態	情報収集伝達体制の強化、災害情報共有化の推進
		4-3	災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態	情報収集伝達体制の強化、災害広報体制の整備、学校における防災教育の徹底等
5	経済活動を機能不全に陥らせない	5-1	サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下	企業活動の継続に資するライフライン等の確保、事業者による自主防災体制の整備、道路の安全確保
		5-2	エネルギー供給の停止による、社会経済活動・サプライチェーンの維持への甚大な影響	ライフライン確保体制の整備、協力応援体制の整備、エネルギー供給源の多様化、事業者による自主防災体制の整備
		5-3	重要な産業施設や商業施設の損壊、火災、爆発等	事業者による自主防災体制の整備
		5-4	基幹的交通ネットワークの機能停止による物流・人流への甚大な影響	輸送ルートの確保、道路の安全確保
		5-5	食料等の安定供給の停滞	応援協定締結の推進、農地等の防災対策
6	ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる	6-1	電力供給ネットワーク（発電電所、送配電設備）や都市ガス供給、石油・LPガスサプライチェーン等の長期間にわたる機能の停止	事業者による自主防災体制の整備、エネルギー供給源の多様化
		6-2	水道等の長期間にわたる供給停止	水道の災害対応力の強化
		6-3	汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止	下水道機能の確保、協力体制の整備
		6-4	交通インフラの長期間にわたる機能停止	交通確保体制の整備、道路の安全確保
		6-5	防災インフラの長期間にわたる機能不全	都市基盤施設の防災機能の強化、広域避難計画等の検討
7	制御不能な複合災害・二次災害を発生させない	7-1	地震に伴う市街地の大规模火災発生による多数の死傷者の発生	密集した市街地等の整備、消防力の充実、火災予防対策の推進、避難体制の確立
		7-2	沿線・沿道の建物倒壊に伴う閉塞、地下構造物の倒壊等に伴う陥没による交通麻痺	道路の安全確保
		7-3	ため池、防災インフラ等の損壊・機能不全や堆積した土砂の流出による多数の死傷者の発生	地盤災害予防対策の推進、情報提供体制の整備
		7-4	有害物質の大規模拡散・流出による国土の荒廃	管理化学物質等の災害予防対策
		7-5	農地・森林等の被害による国土の荒廃	防災機能等の強化、森林整備・保全活動等の推進
8	地域社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する	8-1	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞による復興が大幅に遅れる事態	災害廃棄物処理体制の確立、災害ボランティア対策
		8-2	復興を支える人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の不足、より良い復興に向けたビジョンの欠如等により復興できなくなる事態	災害復興体制の確立、り災証明発行体制の強化、応急危険度判定体制の整備、介護、保育従事者の確保
		8-3	広域地盤沈下等による広域・長期にわたる浸水被害の発生により復興が大幅に遅れる事態	水害予防対策の推進、下水道機能の確保、広域避難計画の検討
		8-4	貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失	文化財保護対策の推進、地域コミュニティの維持・強化、被災者支援対策の推進
		8-5	事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態	応急仮設住宅の建設候補地の選定と適正管理等
		8-6	風評被害や信用不安、生産力の回復遅れ、大量の失業・倒産等による経済等への甚大な被害	風評被害防止対策の推進、復興支援対策の推進